

人間文化研究機構安全保障輸出管理規程

令和2年3月30日

人間文化研究機構規程第157号

令和3年1月18日改正

令和4年3月31日改正

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人人間文化研究機構（以下「機構」という。）において、安全保障輸出管理（以下「輸出管理」という。）を適切に実施するために必要な事項を定め、もって国際的な平和及び安全の維持並びに学術研究の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 外為法等 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）及びこれに基づく輸出管理関連の政令、省令、通達、告示をいう。
- (2) 技術の提供 外為法第6条第1項第6号に規定する非居住者（以下「非居住者」をいう。）への技術の提供又は外国において技術の提供をすることを目的とする取引をいう。
- (3) 貨物の輸出 外国に向けて貨物を送付すること又は外国へ送付されることが明らかな貨物の国内取引をいう。
- (4) 該非判定 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物がリスト規制技術（外国為替令（昭和55年政令第260号）別表の1の項から15の項までに定める技術をいう。）又はリスト規制貨物（輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）別表第1の1の項から15の項までに定める貨物をいう。）に該当するか否かを判定することをいう。
- (5) 取引審査 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物の需要者及び用途の確認をし、機構として当該取引を行うかどうかを判断することをいう。
- (6) 機関 人間文化研究機構組織規程（以下「組織規程」という。）第4条に掲げる機関をいう。
- (7) 職員等 組織規程第17条に掲げる職員その他機構と雇用関係を有する者をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、機構が行うすべての技術の提供及び貨物の輸出（以下「技術の提供等」という。）に関する業務に適用する。

(基本方針)

第4条 機構における輸出管理の基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 技術の提供等については、関係法令及び本規程等を遵守すること。
- (2) 輸出管理を確実に実施するため、輸出管理の責任者を定め、輸出管理体制を適切に整備し、充実を図ること。

(最高責任者)

第5条 機構に、前条に規定する基本方針に基づき、輸出管理における重要事項に関する最終的な決定のほか、外為法等又はこの規程に違反する事実が発生した場合の再発防止策を構築するため、最高責任者を置く。

2 最高責任者は、機構長をもって充てる。

(総括責任者)

第6条 機構に、最高責任者の下で機構における輸出管理に関する業務を総括させるため、安全保障輸出管理総括責任者(以下「総括責任者」という。)を置く。

2 総括責任者は、機構長が指名する理事をもって充てる。

(機関責任者)

第7条 機関に、当該機関における輸出管理に関する業務を総括させるため、輸出管理責任者(以下「機関責任者」という。)を置く。

2 機関責任者は、機関の長をもって充てる。

(機関管理者)

第8条 機関に、機関責任者の職務を補佐させるため、輸出管理者(以下「機関管理者」という。)を置くことができる。

2 機関管理者は、当該機関の職員等のうちから機関責任者が指名する者をもって充てる。

(安全保障輸出管理委員会)

第9条 機構における輸出管理に関する次の事項に関し総括責任者の諮問に応じて審議するため、安全保障輸出管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- (1) 輸出管理体制に関する事項
- (2) 啓発及び研修に関する事項
- (3) その他輸出管理に関する重要事項

2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、第1号に定める者を委員長とする。

- (1) 総括責任者
- (2) 機構長が指名する理事
- (3) 機関責任者のうちから総括責任者が指名する者
- (4) 事務局長
- (5) その他総括責任者が必要と認める者

(技術の提供等の承認等)

第10条 職員等は、自ら技術の提供等を行おうとするとき、機関責任者若しくは総括責任者による承認又は経済産業大臣の許可を受けなければならない。

(事前確認)

第11条 職員等は、前条の承認又は許可を受けようとするときは、当該技術の提供等が該非判定及び取引審査(以下「該非判定等」という。)を要するか否かについて、事前確認を行うとともに、機関責任者(職員等が役員である場合は、総括責任者)に書面により承認申請を行わなければならない。

2 前条の規定にかかわらず、前項の事前確認の結果、明らかに経済産業大臣の許可を要しないと判断される技術の提供等については、前条の承認及び許可を要しない。

(承認審査等)

第12条 機関責任者は、前条第1項の申請があったときは、当該申請に係る技術の提供等につ

いて該非判定等を行い、その結果、当該技術の提供等が経済産業大臣の許可を要しないと判断した場合は、当該技術の提供等を承認するものとし、当該許可を要すると判断した場合は、総括責任者に該非判定等の実施を依頼しなければならない。

2 総括責任者は、前項の依頼があったときは、当該依頼に係る案件について該非判定等を行い、その結果、当該技術の提供等が経済産業大臣の許可を要しないと判断した場合は、当該技術の提供等を承認するものとし、当該許可を要すると判断した場合は、当該許可に関し必要な手続を行うものとする。

3 前項の規定は、役員からの承認申請について準用する。この場合において、「前項の依頼」とあるのは「役員からの承認申請」に、「当該依頼」とあるのは「当該申請」に読み替えるものとする。

(違反等の報告)

第 13 条 職員等は、外為法等若しくはこの規程に違反する事実がある又はその恐れがあると知ったときは、速やかに機関責任者（職員等が役員である場合は、総括責任者）にその旨を通報しなければならない。

2 機関責任者は、前項の通報を受けたときは、当該通報の内容を調査し、その結果を総括責任者に報告しなければならない。

3 総括責任者は、前項の調査の結果、違反の事実が明らかになった場合は、最高責任者にその旨を報告しなければならない。

4 最高責任者は、前項の報告があった場合は、機構内の関係部署に対応を指示するとともに、経済産業省等の関係機関に報告しなければならない。

(文書管理)

第 14 条 技術の提供等に係る文書及び電磁的記録媒体は、作成年度の翌年度から起算して、7 年間は保存しなければならない。

(事務)

第 15 条 輸出管理に関する事務は、機構本部事務局及び各機関の関係各課等の協力を得て、研究企画課において行う。

(雑則)

第 16 条 この規程に定めるもののほか、輸出管理に必要な事項は、最高責任者が定める。ただし、この規程に基づき、機関で定めることが必要な事項については、機関責任者が定めることができる。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 1 月 1 8 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。